

古屋哲夫の足跡

元京都大学人文科学研究所教授

人文学報 第43号 抜刷

1977年3月

北一輝論 (5)

古屋 哲夫

[14 クーデター思想](#)

15 猶存社の時代

15 猶存社の時代

北が『改造法案』により、以後の国家主義運動のなかに一定の地位を占めることができたのは、当時の国家主義者達の間にも一種の「行き詰り」感が広がり、その打開策が模索されていたからであった。北を上海から呼び戻そうというのも、こうした模索の1つであり、『支那革命外史』の著者としての構想力に、期待がかけられたからにほからなかった。北呼び戻しの発案者は満川亀太郎¹⁾であるが、彼は最も敏感にこの「行き詰り」を感じとった者の1人でもあった。彼は回顧して、「米騒動によって爆発したる社会不安と、講和外交の機に乗じたるデモクラシー思想の横溢とは、大正7年秋期より冬期にかけて、日本将来の運命を決定すべき1個の契機とさへ見られた」²⁾と述べているが、米騒動の火の手がようやくおさまったばかりの1918年(大正7)10月9日には、早くも自ら発起人となり、老社会を創立して、「行き詰り」の打開を模索し始めている。この会は多方面にわたる異なった立場の人々を集めて意見を交換することを目的としたものであり、会名も、老人も青年も共に語る会という意味であった。この会はまさに、その目的通りに多彩な出席者を得て、1922年に至るまで「44回の例会を開き、出入会員は5百名に及ん」³⁾だといわれるが、こうした会合が永續きしたこと自体、この時期の特徴を示していると思うこともできよう。

1) 満川亀太郎は1888年(明治21) 1月の生まれであるから北の5歳年下にあたる。苦学して早稲田に学び新聞記者となったが、川島浪速らの大陸浪人に知己を得、1914年(大正3)10月、国家主義的雑誌「大日本」の創刊に参加、老社会創立時にもその記者であった。

2) 満川亀太郎著『三国干渉以後』(平凡社、1935年)、182頁

3) 満川亀太郎、「新愛国運動の諸士」、「解放」大正12年5月号、(第5巻5号)

老社会の例会については、満川が雑誌「大日本」に7回にわたって紹介記事・「老社会の記」を掲載しているので最初の26回分については、その出席者名や大まかな内容を知ることが出来る。ここでは北をむかえる日本の雰囲気を示す意味で例会の内容を簡単に要約しておくことにしたい。

第1回 大7・10・

江戸川端・清風亭、出席27名、会名、普選論など論議。

9

第2回 同・10・

清風亭、出席20名、会名を老社会に決定、議題「現下世界を風靡し我皇室中心主義上將た亦講和上至大の關係ある所謂民主的大勢を如何に取扱ふべき乎」、島中雄三と大川周明論争。

22

第3回 同・11・2

出席13名、議題「我国政治組織改革の根本精神如何」、(なお、会場場所は、全部については記されていないが、はじめの頃は清風亭であったと思われる)

第4回 同・11・

出席15名、議題「独逸の敗退に伴う英米勢力の増大は我国の生存を脅圧し来るや否や、来るとせば之に対応するの道如何」、満川より北一輝の来翰を披露。

22

第5回 同・12・

出席11名、選挙制度について意見交換、普選論と反対論あり。

11

第6回 大8・1・

出席24名、北原龍雄「社会主義とは何ぞや」、高島素之「社会主義者の観たる世界の大勢」につき講演、質疑。

19

第7回 同・3・4

出席18名、長瀬鳳輔「社会主義の史的観察」。(以上、「大日本」大正8年4月号)。

第8回 同・3・28

清風亭、出席7名、草間八十雄より東京市の貧民生活者の現状を聴取。

- 第9回 同・4・16 出席15名、藤井甚太郎より明治維新談、終わって北原龍雄の持論・大政奉還論も出る。
- 第10回 同・4・29 出席10名、『女性』社同人・権藤誠子・柳葉清子より婦人問題をきく。緊急問題として山東問題・国際連盟脱退などにつき激論。
- 第11回 同・5・17 神楽坂倶楽部、出席8名、中山逸三の露西亜談、普通教育問題や川島清治郎の貨幣廃止論（以上、「大日本」大正8年6月号）。
- 第12回 同・6・5 神楽坂倶楽部、出席20名、鹿子木員信の世界革命論、「日本も支那も印度も国際的にはプロレタリアにして、世界的ブルジョアジーたる英米に対抗すべきもの」。
- 第13回 同・6・11 出席17名、米穀応急策につき論議沸騰。
- 第14回 同・6・19 出席24名、中野正剛の時局談、「旭日旗影薄し」。（以上「大日本」大正8年7月号）。
- 第15回 同・7・8 出席15名、酒巻貞一郎より西伯利の近況談、遠藤友四郎らの富豪財産奉還論出る。
- 第16回 同・7・14 出席25名其他数名。大川周明「欧露の真相及労農政府の建設的施設」
- 第17回 同大7・22 出席19名、三井銀行増資問題につき論議、（以上「大日本」大正8年8月号）
- 第18回 同・8・5 出席30名、渥美勝の神政復古の理想論、藤田勇より活版エストライキ、下中彌三郎より啓明会について報告。
- 第19回 同・8・24 出席31名、平賀磯治朗（世話人の1人）より、日立鉱山粉擾事件についての視察報告談。（以上「大日本」大正8年9月号）
- 第20回 同・8・29 出席27名、堺利彦より社会主義者より見たる刻下の形勢をきく。次いで綱島正興より足尾銅山の視察結果、坑夫組合設立など報告。
- 第21回 同・9・9 出席13名、大川周明「亜細亜解放運動の一大脅威たる西藏及阿富汗問題」（イギリスのアジア政策）。
- 第22回 同・9・17 猶存社、出席29名。鶴沢幸三郎より国際労働会議委員選出側面談、下中彌三郎より「支那関税問題」につき所感、その他労資関係論、（以上「大日本」大正8年10月号）

- 第23回 同・9・25 神楽坂倶楽部、出席24名、長瀬鳳輔より独逸改造の真相及び其将来についての観察談。飯島省一より東京印刷職工現状談。
- 第24回 同・10・2 猶存社、出席27名。権藤成卿「日本歴史上より観たる労働問題」。川村豊三より海員の生活状態など報告。
- 第25回 同・10・9 猶存社、出席52名、創立一周年記念集会。寿司とおでんで小宴。
- 第26回 同・10・15 猶存社、出席26名。渋川雲岳「朝鮮独立運動の内情」藤沢親雄「エスペラントの由来・組織・使命」（以上「大日本」大正8年11月号、以後老社会の記事がなくなのは、満川がこの年いっぱい大日本社を退社したためである。）

こうして老社会の会合はきちんきちんと進められたが、「老社会の国家主義者中、一途に国内改造を目指せる人々は、最早毎週第1回位の集会討究に満足出来なくなった。」¹⁾と満川は云う。そして彼らはまず活動の拠点として牛込区南町一番地に家を一軒貸りうけ、満川の発議により、大正8年8月1日、「猶存社」の門標をかかげた²⁾。（のち結社名に転ずる「猶存社」も最初はこの満川一派の事務所名であった。）満川は次に、かねてから考えていた北一輝呼び戻し策を提議することになる。彼はすでに早稲田在学中に図書館で『国体論及び純正社会主義』を読んでおり（当時の大学図書館では発禁本も読めたという）³⁾、さらに大日本社に送られてきた『支那革命党及革命之支那』（『支那革命外史』前半）を読むと早速、北を自宅に訪れている⁴⁾。そして以後上海に渡った北との間に文通をつづけていたであろうことは、前述の「ヴェルサイユ会議に対する最高判決」からもうかがうことが出来る。また同書中に「芳書には日本の外交革命に絶望したかの如く見えますが大丈夫です」（2-213頁）と書かれているところからみれば、満川の伝えた「行き詰り」感が、北に『改造法案』の執筆を決意させる具体的契機となったとも考えられる。

1)、2)、

前掲『三国干渉以後』それぞれ、215、216、87～8、147～8頁。

3)、4)

満川の回想はつづく。「猶存社も出来たし、我々の覚悟も出来た。だが実を言ふと、全般の国家機構に亘れる改造の具体案は出来ていた訳ではなかった」¹⁾、「私は心ひそかに北一輝君を上海から呼び戻し、その識見と

経験とを以て、混沌たる国内改造の機運を整調指導して貰ふより外に途が無いと考へていた。……私は熱心に同志に説いたところ、大川君がまことに君の言ふ通りだから、自分が上海まで北君を迎へに行かうと提言した。そこで何（盛三）君が愛蔵の書籍を売却して金百円を調達し、これを旅費として大川君を煩はすことになった」2)。当時すでに満鉄東亜経済調査局に勤務していた大川は、『支那革命外史』に眼を通していたと思われるし、また日本の現状を打破すべきものと考え、まさに満川の強力な同志であった。

1)、

前掲『三国干渉以後』、219、220頁。

2)

大川はすでに、北が『支那革命外史』を書いたと同じ1916年（大正5）、『印度に於ける国民的運動の現状及び由来』を刊行しているが、その序文（大正5年10月付）で次のように述べている。「今日の日本が非常の時機に際会していることは、更めて吾人の呶々するを俟ため。……吾人の眼に映ずるものは沈滞し弛緩せんとする生命、腐敗せんとする生命である。而して此の国民的生命的沈滞・惰弱・頹廢は、今日の日本が、雄渾森嚴なる国民的理想を欠ける事に其の根本の原因を有すると信ずる」1)。彼は欧米列強に追いつこうとする「明治の理想」が達成されたのち、それに代わる「大正の理想」が確立されないところに、日本の沈滞の根源があるとみた。従つてこの現状を打破するための「今日の急務は、消極的に国民を縛るに存せずして実に積極的に国民の魂を熱火の如く燃立たらしむる雄渾なる理想の鼓吹に在る。しかして斯くの如き理想は、皇国をして亜細亜の指導者たらしめんとする理想の外にない」2)と大川は云うのであった。そしてこの行き詰り感は、米騒動をむかえることによって更に深刻となり、危機感に転じた。「国家が軍を海外に出す（シベリア出兵を指す）時に米価が高いからと云つて暴動を起し亦それが忽ち全国数十個所に拡まると云ふ事は深刻なる暗示を国民に与へるもので、日本国家は此の儘では不可と云ふ事を示す天意であると私には考へられました」3)と彼は回顧している。「亜細亜の指導者」たることに新しい「国民的理想」を求めようとする大川は、亜細亜モンロー主義を唱へる『支那革命外史』の著者を自らの同志と感じたことであろう。大正8年8月8日付の満川の北宛紹介状をふところにした大川は、8月23日上海に上陸、早速北を訪ねている。

1)、

橋川文三編『大川周明集』（筑摩書房、1957年）、11、12頁。

2)

3) 5・15事件予審調書、『現代史資料5、国家主義運動2』（みすず書房、1964年）、685頁。

満川や大川は、明治的右翼の国家主義にあきたらず、現状打開の力を持つ新しい国家主義を再建して、まさにわき上らうとする左翼勢力と対峙しなければならないと考えたのであった。そうした彼らの模索の方向を示すものとして、この年10月につくられた1枚のビラを紹介しておこう。

老社会ノ労働問題解決案

老社会ハ多年労働問題研究ノ結果、総テノ生産事業ハ家族制度ニ則リテ一切立憲的合理的ニ解決セサル可ラストナシ凡ソ左ノ九大原則ヲ主張スルモノナリ。

1資本主ニ対スル利益配当ノ制限

2労働者ニ対スル立憲的利益分配

3右分配ハ株券ヲ以テス

4勤続年限ニ依ル奨励法

5公傷害ニヨル遺族ノ永久保護

6労働者ニ可及的住宅供給

7工場法鉱業法其他関係法規違反ノ監視権ヲ労働者ニ与フルコト

8工場坑夫其他労働者食料費ノ検査権ヲ同上

9工場及坑内爆発物等ノ煙害並被害ノ科学的予防法

政府ハ物価調節・労資協調及労働組合法案ヲ以テ、資本者ハ温情主義・三益主義ヲ以テ、労働者ハ賃金値上・時間短縮・待遇改善ノ要求並ニ同盟罷業及怠業ヲ以テ孰レモ労働問題ヲ解決セント欲シ、又一般国民ハ政府ノ施設・治安警察法撤廃・普通選挙・通貨縮小・国際労働会議等ノ結果ヲ俟テ緩和セラルヘシト期待スルモ、吾人ノ所見ハ之ニ反シ労働問題ノ紛糾ハ社会組織ノ根本的錯誤ニ胚胎シ、世界大勢ノ陰悪、思想問題ノ動揺ニ基クモノナルヲ以テ、我国体ニ合適セル吾人ノ九大原則ヲ先ス適用スルニ非レハ其解決到底不可能ナルコトヲ声言ス。

大正8年10月8日

東京市牛込区南町一番地

老 社 会

ここに述べられている九大原則について語る必要はないであろう。問題は猶存社を拠点とする満川らの一派が、労働問題の解決をも、「社会組織ノ根本的錯誤」・「世界大勢ノ陰悪」・「思想問題ノ動揺」という三つの悪条件を克服するための、国家主義的再編成の一環として捉えようとしている姿勢にあるのであり、この姿勢からみれば、北の『改造法案』が1段と高いレベルにあるものとみえてくることは明らかであった。

大川が北を訪れた時、北は『改造法案』の最終部分である「巻八・国家ノ権利」のうち「開戦ノ積極的権利」まで筆を進めていたという¹⁾。大川の来訪は当時孤立の状態にあった北を喜ばせたに違いない。北は「一面識だにない六尺豊かな大川君が、日本が革命になる、支那より日本が危ないから帰国しろとワザワザ上海にまで迎えに来た大道念に勿頸の契を結んだ」(2-序4頁)と書いているし、大川も「欣然君等の招きに応ずる。原稿の稿了も遠くはない。脱稿次第直ちに後送するから出来ただけの分を日本に持ち帰って国柱諸君に領布して貰いたい。取り敢えず岩田富美夫君を先発として帰国させ、自分も年末までには屹度帰国する」、との北の言葉を聞いて「抑え切れぬ歡喜と感激を覚えた」²⁾と回想している。2日間を北と語り合った大川は8月25日帰国の途につき、岩田も9月初旬には東京に帰ってきた³⁾。

1)、

大川周明「北一輝君を憶ふ」前掲『大川周明集』356頁。

2)

- 3) 岩田富美夫(明治24年10月27日生)について、司法省刑事局の資料は「大正5年陸軍参謀本部の特務機関の下に諜報勤務に従事する為、支那山東省に渡り政治、経済、地理其他一般情勢を探索したるが其の当時北一輝と相織り、大正7年6月帰国、爾来国家主義運動に身を投じ」大正12年6月大化会を組織したが、その活動の「多くは所謂暴力团的行動なり」と述べている。(司法省刑事局「思想資料パンフレット特輯」第24輯、「国家主義系団体員の経歴調書(一)」、昭和16年4月、91~2頁)、この記述が正しいとすると岩田は大正7年6月帰国後、再び上海にわたり、北のもとに居たことになる。北が『改造法案』の残りの原稿と共に岩田に持たせた大川・満川宛の手紙は8月27日付となっており、前掲の満川「老社会の記」によれば、9月17日の例会以後、老社会の会合に出席しているから、岩田がこの間に帰国したことは間違いない。

大川・岩田によってもたらされた『改造法案』が「どれだけ同志をし歓喜せしめたか知れない。実際これだけ明確に国家改造方針を指示したものは無かった」¹⁾と満川は云う。しかし、この北の『法案』をどう読むことによって彼等は歓喜したのであろうか。彼等はまず赤穂義士になぞらえて47部を騰写印刷で作成し、重要と目される人物に送付したが、その際「老壮会本部、大川周明・満川亀太郎の連名による領布の辞を付している。その大部分は北一輝なる人物の紹介にあてられているのであるが、『改造法案』の内容についても、「改造後ノ大軍国的組織ヲ示シテ日本民族ノ対亜細亜使命ヲ宣布セル等今ノ直訳的新思想家等ヲシテ必ず反省皈順セシムルヲ信シ候」²⁾と述べている点が注目されよう。すなわち、彼等はまず『改造法案』を最も直截に「アジア解放」のための「大軍国組織」案としてうけとったのであった。

1) 前掲『三国干渉以後』、227頁

2) 林茂他編『2・26事件秘録』別巻(小学館、1972年)、128頁

しかし彼等もたんにそれだけのものとしてこの『法案』を読んだわけではなかった。1919年(大正8)12月長崎に着いた北は、翌20年1月5日猶存社を訪れ、とりあえずその2階に住みつくことになったが、この北をむかえて満川らも、猶存社に集る同志たちを思想運動結社に組織する方向に動き始める。満川が、「猶存社の……創立されたのは大正8年8月であるが、公然天下に名乗りを揚げたのは、大正9年7月機関誌『雄叫び』を発行してからである」と述べているところからみて、次の「猶存社綱領」が作成されたのもこの時であったと推定することができる。

- 革命日本の建設
- 日本国民の思想的充実
- 日本国家の合理的組織
- 民族解放運動
- 道義的対外策の遂行
- 改造運動の聯結
- 戦闘的同志の精神的鍛錬

そしてこの綱領の中軸は、「日本国家の合理的組織」化と、「道義的対外策の遂行」あるいは「民族解放運動」とを、不可分のものとして捉えようとする点にあった。『雄叫び』の宣言¹⁾は云う。「吾々日本民族は人類解放戦の旋風の渦心でなければならぬ。従って日本国家は吾々の世界革命的思想を成さしむる絶対者である。……眼前に迫れる内外の陰難危急は、国家組織の根本的改造と国民精神の創造的革命とを避けることを許さぬ。吾々は日本其者の為めの改造又は革命を以て足れりとする者でない。吾人は実に人類解放戦の大使徒としての日本民族の運命を信ずるが故に、先づ日本自らの解放に着手せんと欲する」と。満川は「私共には最も多くの多くの影響を有する者は実に北君其人の思想である²⁾」と述べているが、その北の影郷のうち最も根本的なものは、この点、すなわち、国内改造を世界への進出の不可欠の前提とし、同時にそこに「人類解放戦」、「世界革命」といった民族的使命感を組み入れようとしている点にみられた。

1) 私はまだ『雄叫び』の現物をみることができないが、宣言のここに引用した部分は、前掲満川稿「新愛国運動の諸士」及び『現代史資料4 国家主義運動1』24頁に掲載されている。

2) 同前 満川稿

しかし北は、猶存社において、積極的に『改造法案』を解説し、その影響力を広めようとしていたわけではなかった。「しばらくは猶存社に平和なる日が続いた。北君は朝夕の誦経が終ると、15年前の著述たる『国体論及純正社会主義』に筆を入れるを日課としていた¹⁾」と満川が述べているように、北は『改造法案』を猶存社の人々の前に投げ出したまま、超然としたポーズをとって、次の活動の機会をうかがっていたと云えよう²⁾。これに対して、むしろ大川・満川らの方が北の影響力を広めるために、積極的に動いていたように思われる。例えば、彼等は大正9年9月26日付で「北一輝談話要領、支那ノ乱局ニ対スル当面ノ施策」を、さらに大正10年4月9日付では、さきの「ヴェルサイユ会議に対する最高判決」を謄写印刷とし、猶存社同人の名で配布している³⁾し、また多くの人々を北に引き合わせてもいた。満川は「猶存社には多くの同志が出入りしだした。大川君沼波瓊音氏や、鹿子木員信氏、島野三郎君等を伴ふて来た。満州建国に重要な役割を演じた笠木良明君や、今満州国の要職に就いている皆川豊治、中野琥逸、綾川武治諸君とも知り合った⁴⁾」と書いているが、あとでみるように、西田税を知り、彼を北に結びつけるきっかけをつくったのも満川であった。

1)、

前掲『三国干渉以後』、246、247頁

4)

2) もっとも北も、老社会の例会などに顔を出すことはあったようである。ある会合での北の姿を遠藤友四郎は次のように書いている。

「曾て老社会では、大本教の幹部其を聘して、大本教の講演を聴かして呉れた。其時講師が力説したのは、奇蹟の大本教であった。祈れば雨が降るとか、天が晴れるとかであった。之を聴いた聴衆は、中にまともに感動した者も絶無では無かつたらうが、多くは大本教に対する軽侮と反感を抱いたのであった。特に学生や労働者で、講師に『今夜の雨を霽れさして呉れ』と所望した者も二三あった。其時、北一輝君は顔色朱を注いで、其様な質問は『大本教に対する不敬不遜』だと怒鳴った。

奇蹟を生命とする宗教に奇蹟を求めて何が不適、何が不遜？、故に私は北君に云った、講師に対して不遜であらうとも、大本教そのものに対しては何等の不遜不適も無いでは無いかと」。(遠藤友四郎著『日本主義の確立—日本思想パンフレット第二輯』、大正14年12月、26頁)。なお、北は「大本教を私が直接最初に知りましたのは大正9年の事」(3-479頁)であったと述べている。

3) 前掲『2・26事件秘録』別巻、167～172頁参照。

北が求めていたのは、政界最上層、とくに天皇側近に自らの影響力を及ぼし得る機会であったと思われる。上海から帰国した北が、まず第一番に行ったのは、時の皇太子(現天皇)への「法華経」の献上であった。「私は靈感に依って、当時の東宮殿下に法華経を献上すべく、それ丈けを持ちまして、大正9年1月初めに東京に着いて猶存社に入りました。法華経は小笠原長生氏の手を通じて非公式ながら殿下に献上が叶いました。爾後、同小笠原氏から承りますと(虎の門事変後)、恐多くも最も御手近くに置かれて居られるとの事であります」¹⁾と北は述べているが、田中惣五郎によれば、大正9年3月2日付で東宮大夫浜尾新から東宮御学問所幹事小笠原長生にあてて、右法華経の受領書が出されているという²⁾。そして北がこれにつぐ第二の積極的行動に立ちあがるのは、同じく皇太子にかかわる「宮中某重大事件」であった。

1) 2・26事件憲兵隊調書、3-445頁。

2) 田中惣五郎著『増補北一輝』(三一書房、1971年)、240頁。

宮中某重大事件とは、皇太子の婚約者(久邇宮良子女王)に色盲の遺伝があるとして、元老山県有朋が婚約解消を主張したことから起った対立・抗争を指している。そして猶存社も反山県の陣営に加わったのであった。満川は回想する。「大正10年の新年忽々、某重大事件が杉浦重剛翁の東宮御用掛辞任によって、漸く表面に現はれた。旧臘以来問題となっていたのがますます迫って来たのである。私はこれを杉浦翁と最も親交のあった一瀬勇三郎翁から聞いて君国のため容易ならざる一大事であると思った。……猶存社の同人は悲壮なる決意を懐いて起った。当の对手は元老山県有朋公である。押川方義、五百木良三郎氏等の城南壮も、頭山満翁、内田良平氏等の黒龍会も前後してこの問題解決のために起った」1)。北はいわゆる怪文書を執筆してばらまき、子分の岩田富美夫らは山県暗殺を策謀したと云われる。「北が久邇宮家におくった桐の箱入りの『勸告文』は、いわゆる怪文書中の白眉といわれ、これを垣間見た警視庁の人々さえ感激おくあたわざる文章であったという」2)と田中惣五郎は書いている。しかしこの時、北がどんな内容の怪文書を書いたのかは明らかになっていない。

1) 前掲『三国干渉以後』252頁

2) 前掲『増補北一輝』242頁

この事件では、長州閥の山県を抑えるために、内相床次竹二郎らの薩摩系政治家が動くなど、薩長対立の局面もあらわれたが、結局、山県が自己の主張を撤回し、1921年(大正10)2月10日、宮内省から「良子女王殿下東宮妃御内定の事に関し世上種種の噂あるやに聞くも右御決定は何等変更なし」との発表が行われて、事件は落ち着いた。これに力を得た右翼勢力は、つづけて、3月3日出発と予定されていた皇太子外遊に対する反対運動を展開しているが、この点については、政界上層部の対立を引き出すことができず、何らの成果なく終わっている。

北のこうした宮中某重大事件へのかかわりは、『改造法案』の観点から云えば、「平等ノ国民ノ上ノ総司令官ヲ遠ザケ」(2-223頁)ている閥族・天皇側近への攻撃であり、天皇を国民の総代表者たらしめる1つの方策として意識されたことであろう。この点から考えると、大正10年1月24日政界有力者に配布されたという「宮内省の横暴不逞」と題する怪文書1)が、北の筆になるものではなかったかとも思われてくる。しかしより重要なことは、北がこの事件の過程から、自らの活動方式を固めてゆくための端緒をつかみとったと思われる点である。まず第1に北は、彼自身の怪文書活動と彼が配下とした岩田富美夫、清水行之助、辰川静夫(龍之介)らによる暴力団的活動との組合せが、意外と効果あることに気づいたに違いない。そして、以後、青年将校運動が抬頭する

に至るまで、北の活動はこの方式を基本として行われるに至るのであった。第2には、こうした活動方式が既成の政治勢力にとって利用価値があり、従ってそこから資金的援助を獲得できる可能性の生れることをみてとったのではなかったろうか。

- 1) 前田蓮山編『床次竹二郎伝』（同刊行会、1939年）、539頁、ただしこの文書の具体的内容については書かれていない。

宮中某重大事件において問題となるのは、北と床次竹二郎との関係である。北は、1926年（大正15）10月の宮内省怪文書事件予審問調書において「政友本党の床次総裁とも2、3年前までは深い交際があり」（3-315頁）と述べているが、これを逆算すれば猶存社時代にあたることになる。両者の関係は間接的な形ではあれ、すでに北帰国直後に、『改造法案』の発禁問題をめぐって始っていた。満川は、大正9年の「休会（年末年始）明け議会の劈頭に、貴族院議員江木千之氏は秘密会を要求し、『日本改造法案大綱』の取扱方に就て政府に質問した。その結果（結局不起訴処分）と述べているが、速記録によれば江木の質問は2月19日の第1回貴族院予算委員会で行われ次のように記録されている。

江木千之君、私ハ世間ノ所謂社会改造問題ニ付テ政府ノ御意見ヲ伺ヒタイト考ヘルノデアリマスガ、是ハドウカ速記ヲ私ハ止メテ質問シタイト思ヒマス。

委員長（子爵前田利定君） 速記中止（「第42回帝国議会予算委員会議事速記録」第1号、13頁）

ところが、北吟吉（一輝の実弟）によれば、このあと次のような出来事があったと云う。「兄はいった。『この書物を見て、江木千之が貴族院で危険思想だと騒いだので、床次内相は之は既に出版法違反で問ふことになっていると答へ、罰金三十円を取られたが、床次が三百円某君（多分後藤文夫君）に持たせてよこしたから、差引二百七十円儲かったことになる』と。そうして大笑した」¹⁾。床次が北の『改造法案』に300円もの金を払ったのは、北とその周辺の勢力に何らかの利用価値ありとみたからではなかったであろうか。もちろん、その後の両者の関係を示す資料は見出されていない。しかし北の云う「深い交際」という言葉からは、その後、とくに両者が積極的に活動した宮中某重大事件において、資金援助的な関係が存在したことが読みとれるように思われるのである。

- 1) 北吟吉「風雲児・北一輝」・宮本盛太郎編『北一輝の人間像』（有斐閣、1976年）所収、265頁、なお満川は、床次にも『改造法案』を送ったが、この配布のことがもれたのは床次からではなく、「別個の理由を以て朝鮮総督府警務局に知られたのが最初であった」（『三国干渉以後』228頁）と述べており、また当時の朝鮮総督であった斎藤実の関係文書（国会図書館憲政資料室蔵）のなかには、現にこのときの騰写刷り『改造法案』が保存されている。

ともあれ、以後の北は、怪文書＝暴力団的方向に活動を展開してゆくことになるのであるが、さらにその目標を、天皇大権あるいは天皇側近の問題に集中させてゆくについては、もう1つ、朝日平吾事件の影響を考慮に入れなくてはならないであろう。

宮中某重大事件が解決した7か月後、1921年（大正10）9月28日、安田財閥の創始者安田善次郎が大磯の別邸で、朝日平吾に刺殺されるという事件がおこっている。朝日はその場で自殺したが、彼の遺書は友人の手で猶存社¹⁾にも送られてきた。「死ノ叫声²⁾」と題されたこの遺書は、自らの行動を「富豪頭官貴族」を打倒する「最初ノ皮切」と意義づけ、あとにつづけと訴えたものであるが、そこで彼は、日本の現状を、既成の支配層が天皇と国民を隔離し、私利私欲のために国民を圧迫しているという形で捉えている。そして当面の目標として、「第一ニ奸富ヲ葬ル事、第二ニ既成政党ヲ粉碎スル事、第三ニ頭官貴族ヲ葬ル事、第四ニ普通選挙ヲ実現スル事、第五ニ世襲華族世襲財産制ヲ撤廃スル事、第六ニ土地ヲ国有トナシ小作農ヲ救済スル事、第七ニ十万元以上ノ富有スル者ハ一切ヲ没収スル事、第八ニ大会社ヲ国营トナス事、第九ニ一年兵役トナス事」という9項目を掲げた。北はここ、自らの『改造法案』と根底において共通する発想を見出したことであろう。

- 1) 朝日は、友人奥野貫に、内田良平、藤田勇、北一輝にあてた三通の遺書を残したと云われるが（前掲『現代史資料4、国家主義運動1』解説参照）、満川は「遺書に北・大川・満川の三名が名指され」（『三国干渉以後』258頁）でいたと述べているので、ここでは一応、「猶存社あて」としておくことにした。
- 2) 前掲『現代史資料4、国家主義運動1』による。

しかし、朝日が自らの行動の基点を、次のような形で、天皇の赤子としての権利の回復という点に求めているくだりを、北はどう読んだのであろうか。「吾人ハ人間デアルト共ニ真正ノ日本人タルヲ望ム、真正ノ日本人ハ陛下ノ赤子タリ、分身タルノ荣誉ト幸福トヲ保有シ得ル権利アリ、併モ之ナクシテ名ノミ赤子ナリト煽テラレ干

城ナリト欺カル、即チ生き乍ラノ亡者ナリ寧口死スルヲ望マザルヲ得ズ」。ここに云われている、真正の日本人は「天皇ノ赤子」・「天皇ノ分身」だと見方は、明らかにこれまでみてきたような北の思想とは異質であり、彼が排撃した「国体論」に属するものと云わねばならないであろう。しかし北はここで、朝日との思想的違いをとりたてる前に、国体論的系譜からも、『改造法案』に呼応する行動が生れたという点に眼をみはったのではなかったか。

以後の彼は、本来なら「頑迷国体論者」(2-223頁)としりぞけるべき筈の政治家、小川平吉・平沼騏一郎などに接近してゆくのであるが、そこには、いかなる形であれ、朝日平吾の天皇信仰に刺激を与え、めざめさせることは、国家改造のエネルギーを拡大することになるという論理が用意されていたように思われるのである。そしてそのことは、この翌々年1923年(大12)に改題刊行された『改造法案』にみることができる。

すでに触れたように、この時北は『改造法案』にいくつかの修正を加えているが、そのなかで最も重要なものとして「天皇ハ第三期改造議會マデニ憲法改正案ヲ提出シテ改正憲法ノ發布ト同時ニ改造議會ヲ解散ス」(2-226頁)との規定を削除して、次のような新たな規定と註とを書き加えた点をあげねばならないであろう。

国家改造議會ハ天皇ノ宣布シタル国家改造ノ根本方針ヲ討論スルコトヲ得ズ。

註二 是レ法理論ニ非ズシテ事実論ナリ。露独ノ皇帝モ斯カル権限ヲ有スベシト云フ学究論談ニ非ズシテ日本天皇陛下ニノミ期待スル国民ノ神格的信任ナリ。

註四 斯カル神格者ヲ天皇トシタルコトノミニ依リテ維新革命ハ仏国革命ヨリモ悲惨ト動乱ナクシテ而も徹底的ニ成就シタリ。再ヒ斯カル神格的天皇ニ依リテ日本ノ国家改造ハ露西亞革命ノ虐殺兵乱ナク独乙革命ノ痴鈍ナル除行ヲ經過セズシテ整然タル秩序ノ下ニ貫徹スベシ。(2-378頁)

北の著作において天皇に対し「神格」なる言葉があらわれるのは言うまでもなくこれが最初である。そしてのちに西田税は、伏字版のこの部分に「神格」ではなく「人格」と書き込んでいるという(2-379頁)。もちろん所有されるものとして「物格」、独立の主体としての「人格」という『国体論』の用語法から云っても、天皇を「国民ノ総代表」とする『改造法案』の観点から云っても、ここは「神格」ではなく「人格」であるべきであろう。しかし北は、そうしたことは充分承知したうえで、あえて「神格」と書いたのではなかったか。若しそうでないとすれば、この改訂を行う意味がないように私には思われるのである。

つまり、天皇の宣布したる根本方針を討論しえずという天皇の絶対性は、国民の「神格的信任」(人格的ではなく)を提示せずには主張しえないのではないかということである。もちろんそれは、『改造法案』のなかに矛盾を持ち込んだことになり、従って北も、西田あたりには、「神格」と書いたのは弾圧を避けるためで、ほんとうは「人格」とすべきだったなどと語ったこともあったかもしれない。しかし北は、そうした矛盾をも意識したうえで、あえて「神格的天皇」を前面に押し出し、国体論的な天皇信仰をも国家改造のエネルギーとして動員しようとする、新しい戦略を明示して置こうとしたのだと私は解する。そしてそのことは、彼の思想のなかの進化論的契機を弱める結果となり、進化論的ユートピアと国家改造論との緊張感は次第に失われていったことである。同時にまた、この新しい戦略は、「頑迷国体論者」と交わり、そこから生活の資を得るという彼の行動に対する自己弁護の論理ともなったのではなかったか。

ともあれ、宮中某重大事件、朝日平吾事件という2つの事件を体験した1921年(大正10)は北にとって1つの転期であった。彼はそこから、怪文書=暴力団的行動によって、天皇大権・天皇側近、あるいはその反面としての共産主義排撃といった問題をとりあげ、既成政治家とも握手するという活動方式を生み出していった。そして同時にそのことによって猶存社のなかで次第に孤立していったと思われる。1926年(大正15)の『改造法案』第3回公刊に際して付した序文のなかで、「十年秋、故朝日平吾が一資本閥を刺して自らを屠りし時の遺言状が此の法案の精神を基本としたからとて聊か(も)失当ではない」(2-359頁)と北が得意げに回想しているのに対して、同じ事件について満川は「その年の九月未知の人朝日平吾君が我々3人に宛て、遺書を送った。そこで又一層不穩の氣を増した。有ること無いこと様々の評判を立てられて、私共の活動を妨げられたことは一再に止まらない」1)といささか苦々しげに回想しているのであった。

1) 前掲「新愛国運動の諸氏」

この時期に大川・満川らが中心としていたのは、北とはちがって、学生などに対する啓蒙活動であった。「我等同志は良かれ悪しかれワシントン条約を一転機とする新世界の誕生を認識せざるを得なかった。それは米国の台頭に対する大英帝国の覇権の衰退、従って英国の世界支配に打ちひしがれた亜細亜民族勃興の機運であった。吾人はこの機に乗じて日本改造、亜細亜復興、世界革命の思想を三位一体の原理に整調具現化すべき急務に迫られた。ここに同人笠木良明君等の異常なる努力によって全国に各学生団体の組織と結合とが企てられた。帝大日の会を長兄として、拓大には魂の会、早大には潮の会、慶大には光の会が組織された。これら兄弟の会の司宰に

成る復興垂細垂講演会が、神田青年会館に開かれたのは大正11年11月30日であった」1)という。翌年には、日大・東の会、曹洞宗大学・命の会、第5高校・東光会などがつくられたようである。そしてこのうち、日の会は鹿子木員信(大10・6創立)、魂の会は大川周明(大11・3創立)、潮の会は満川亀太郎(大11・11創立)、東光会は大川周明(大12・4創立)を指導者として、1925年(大正14)の大川・満川たちによる行地社設立まで存続していた2)。

1) 前掲『三国干渉以後』、263～4頁。

2) 前掲『三国干渉以後』、「新愛国運動の諸士」及び行地社機関誌「月刊日本」第1号(大14・4刊)に掲載の「各同志団体沿革並近情」などによる。

もちろん、こうした活動様式の違いが、すぐさま、北と大川・満川らとの分裂を結果したわけではなかった。とくに上海からの北呼び戻しの提唱者である満川の場合には、北の『改造法案』を広めることに熱心だったようにみえる。例えば、彼が指導していた「潮の会」では、創立以来「毎週1回北一輝氏の『日本改造法案大綱』を研究の中心として会合を開いた」1)いたと云うし、また1922年(大正11)春には、西田税らの陸軍士官学校生徒がつくっていた「青年アジア同盟」に接触し、彼等の間にも『改造法案』の思想を注入している2)。それまで、大陸浪人にあこがれ、黒龍会の方向を志向していた西田を、国家改造思想に転換させたのは、この満川の啓蒙活動の結果であったと云ってよい。

1) 『月間日本』第1号

2) 士官学校時代の西田税については、芦澤紀之著『2・26事件の原点』(原書房、1974年)が詳しい。同書によれば、青年アジア同盟の会合と彼等の満川・北への接触は次の如くであったと云う。

- 大10・9初旬、西田税・福永憲・宮本進・平野勤ら、青年アジア同盟を結成し、黒龍会・長崎武に援助を求める。
- 大10・12・18、青年アジア同盟第1回会合、長崎、長瀬鳳輔を同行、牛込宗参寺
- 大11・1・22、同第2回会合、長崎、水野梅暁を同行、山王台日吉亭

- 大11・2・19、同第3回会合、長崎、満川亀太郎を同行、清風亭、2・22西田発病、2・28～4・23陸軍病院に入院。
- 大11・3・19、同第4回会合、長崎、満川、ビハリ・ボース来る。清風亭。
- 大11・3・26、満川、福永・宮本・平野を招き、北訪問をすすめる。4・2、3人は北を訪れる。
- 大11・4・23、西田、自宅療養を命ぜられ、陸軍病院を退院、北を訪問したが『改造法案』の借用をも求めず帰郷。
- 大11・4・30、福永、満川を訪れ『改造法案』の解説をうける。
- 大11・6・19、西田、陸士卒業試験のため上京、満川を訪れて『国体論及純正社会主義』を借用、居合わせた大川周明に紹介される。帰校した西田は「福永から渡された『日本改造法案』を熟読して、初めて愕然とする」(同書、170頁)
- 大11・7・21、西田ら秩父宮と会い、『改造法案』による国内改革を言上。
- 大11・7・28、西田、陸士(第34期)卒業式後、北を訪問し、朝鮮へ赴任。

しかし、こうした啓蒙活動を中心とする大川・満川らは、暴力団的活動家を輩下とする北との間に次第に異和感を深めていったとみられる。そして、さらに、大川・満川らが、北の影響を受けながらも、自らの思想を明確にするに従って、北との間の、天皇中心主義、国家改造論などに関する発想の違いも次第にはっきりと意識されざるを得なかったことであろう。

猶存社が解散するに至るのは、1923年(大正12)2月のヨッフエ来日をめぐり対立によってであった。そしてその背後には、ロシア革命に対する大川・満川と北との評価の対立が存在していた。彼等国家主義者達が、ロシア革命の評価をめぐって分裂するというのは一見奇妙とも見えるかもしれない。しかしそこには、天皇観にまでつながる問題が存在しているのであった。

[未 完]